

3 月 7 日（第 4 号）

令和 7 年豊能町議会 3 月定例会議会議録目次

令和 7 年 3 月 7 日（第 4 号）

出 席 議 員	1
議 事 日 程	2
開 議 の 宣 告	4
（ 一 般 質 問 ）	
小 寺 正 人	4
管 野 英 美 子	14
寺 脇 直 子	26
（総括質疑）	34
第 5 号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例制定の件	
第 6 号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件	
第 7 号議案 豊能町行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条 例改正の件	
第 8 号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改 正の件	
第 9 号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例及び豊 能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件	
第10号議案 職員の退職手当に関する条例改正の件	
第11号議案 豊能町介護保険介護給付費準備基金条例改正の 件	

第12号議案	豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
第13号議案	豊能町国民健康保険条例改正の件
第14号議案	豊能町下水道条例改正の件
第15号議案	豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件
第16号議案	令和6年度豊能町一般会計補正予算（第8回）の件
第17号議案	令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件
第18号議案	令和6年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件
第19号議案	令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第4回）の件
第20号議案	令和7年度豊能町一般会計予算の件
第21号議案	令和7年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
第22号議案	令和7年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
第23号議案	令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
第24号議案	令和7年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
第25号議案	令和7年度豊能町下水道事業会計予算の件
第26号議案	工事請負契約の締結について

散 会 の 宣 告	41
-----------------	----

令和 7 年豊能町議会 3 月定例会議会議録（第 4 号）

年 月 日 令和 7 年 3 月 7 日（金）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 9 名

1 番 池田 忠史	2 番 才脇 明美
4 番 中川 敦司	5 番 寺脇 直子
6 番 管野英美子	7 番 永谷 幸弘
8 番 永並 啓	9 番 小寺 正人
10 番 秋元美智子	

欠 席 議 員 3 番 吉田 正子 11 番 高尾 靖子

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長 上浦 登	副 町 長 高木 仁
教 育 長 板倉 忠	政 策 監 大西 隆樹
総 務 部 長 入江 太志	生活福祉部長 小森 進
都市建設部長 坂田 朗夫	こども未来部長 仙波英太郎

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 浜本 正義	書 記 平田 旬
書 記 杉田 庄司	

議 事 日 程

令和 7 年 3 月 7 日（金）午前 9 時 30 分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 第 5 号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例制定の件

第 6 号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件

第 7 号議案 豊能町行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条
例改正の件

第 8 号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改
正の件

第 9 号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例及び豊
能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件

第10号議案 職員の退職手当に関する条例改正の件

第11号議案 豊能町介護保険介護給付費準備基金条例改正の
件

第12号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関す
る基準を定める条例改正の件

第13号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件

第14号議案 豊能町下水道条例改正の件

第15号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件

第16号議案 令和 6 年度豊能町一般会計補正予算（第 8 回）
の件

第17号議案 令和 6 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘
定補正予算（第 3 回）の件

第18号議案 令和 6 年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第 1 回）の件

第19号議案 令和 6 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補
正予算（第 4 回）の件

第20号議案 令和 7 年度豊能町一般会計予算の件

- 第21号議案 令和7年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
- 第22号議案 令和7年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
- 第23号議案 令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 第24号議案 令和7年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
- 第25号議案 令和7年度豊能町下水道事業会計予算の件
- 第26号議案 工事請負契約の締結について

開議 午前9時30分

○議長（永並 啓君）

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1「一般質問」を行います。

昨日に引き続き、順次発言を許します。

質問者は、質問者席に登壇して、質問を行ってください。

持ち時間は、質問及び答弁を合わせて50分とします。

小寺正人議員を指名いたします。

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

9番、小寺正人でございます。

南海トラフ地震は、静岡県駿河湾から宮崎県日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として、おおむね100年から150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震です。

前回の南海トラフ地震は、昭和東南海地震、1944年及び昭和南海地震、1946年が2年にかけて続けて発生した。それから数えて、80年が経過した現在では、次の南海トラフ地震は30年以内に90%の確率で起こると予想されている切迫感の高い状態とされています。

国、都道府県、市町村は、大地震対策として、1981年、昭和56年5月31日以前に建築確認を取って建築した旧耐震基準に基づいた建築物と1981年、昭和56年6月1日以降に建築確認を取って建築した新耐震基準の建築物を区分して、木造住宅の耐震診断、設計、改修に対して補助を行っています。

本町においても、大地震が発生したとき、旧耐震基準建築物は、倒壊するおそれがあ

って危険性が高いから行くと。

新耐震基準建築物は、倒壊の可能性が少ないということで、見送ってきたということでございます。

旧耐震基準建築物のみを対象として、耐震診断、設計、改修に対して補助を行ってきたのが、今までの経緯であります。

ところが、耐震診断をされた住民の中に、1を切る自宅の耐震診断書をお持ちになって、4号建築物と聞いておられますかと言って来られたんですね。

実は、4号建築物には特例として、構造計算書を提出することが免除されています。つまり、構造計算をしていない可能性がある。だから、こういう結果が出てるんですと、そうおっしゃって来られたわけです。

ぜひ、議会の中で、新耐震基準建築物にも、補助を出してくれるように議論してほしいと、そういう要望で来られました。

それで、ちょうど1年前の3月議会、一般質問で取り上げました。

今まで4号建築物には、構造計算書を提出することを免除されてきたが、2025年4月から、4号建築物の特例が廃止されると。来年度以降は、新耐震基準の建築物にも補助することを前向きに検討していくという答弁をいただきました。

それでお伺いしたいわけですが、結果どのようになったのか。要するに予算取りできましたかという質問でございます。

よろしくをお願いします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

おはようございます。

それでは、お答えいたします。

まず議員からの4号建築物、主には木造2階建て、木造平家建てが該当します。

その中の4号特例というお話がありましたが、確かに、提出は省略はできるんですが、確認申請の設計者の方は、要は建築士については、提出は省略できるんですが、自主的にチェックを行って、責任を負うということを前提として、特例が認められているというのが、まずありますので、まず一言申し上げておきます。

それから、議員御質問のこの新耐震住宅に関する補助金の関係ですが、現在は、本町で実施しております耐震補助事業の中で、大阪府のほうの「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）」というものと、あと「豊能町耐震改修促進計画」、この二つに基づいて実施されておまして、ただ、議員のほうからもありましたとおり、国の方針が変わりまして、令和7年4月から4号建築物に関しての一部、具体で言いますと、木造2階建てと200平米を超える木造平家建て、こちらのほうが建築確認の申請が必要になりましたので、それに基づいてどうなっていくかということなんです、現在のところは、その国の方針に従いながら、その後令和7年度、来年度ですが、大阪府のほうで、住宅建築物の耐震10ヵ年戦略が見直しされます。

それに基づいて、本町でも令和8年度に、この「豊能町耐震改修促進計画」を見直しする予定ですので、現在のところは、この国の方針を確認しながら、大阪府と連携して、進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

それで、実は、前向きに検討しますという答弁をいただいたので、先方さんには、もう1年待ってくださいねと、予算取りが

できてないもんに対しては、補助当然出ないから、ちょっと1年待ってくださいねというのが、来月の4月ということになっているんですよ。

それで、僕としたら、うそついたということになっちゃうので、ちゃんとね、した理由があって、もう1年待ってくださいと言わざるを得ない。

それで、4号特例というのが廃止されるというか、4号建築物、それがそもそもなくなるんですよ。

それで、新2号建築物と新3号建築物、この二つに分かれる。だから、今度は特例というのはなくなるんですよ。それで間違いないですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

4号特例につきましては、令和7年の4月に見直しをされるというふうに、今聞いておりますので、議員のおっしゃるとおりかと考えております。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

だから、4月からは4号特例というのは、4号建築物というあれもなくなるんですよ。考えもね。そういうのはないんですね、これからね。

全ての新築建築物にね、安全性や省エネ基準適合が必須化されるという新しい建築基準法になるということで、間違いないでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

4号建築物というのが、主に木造2階建てと木造平家建てになりまして、そこが、先ほど議員がおっしゃいました、新2号建築物と新3号建築物に分かれます。

新2号建築物というのが、先ほども申しましたが、木造2階建てと木造の平家建てでも200平米を超えるものというものが、新2号建築物で、残りのその新3号建築物というのが、200平米未満の木造平家建てに変わるということです。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

新しくなりますということですね。

それでは、次の問題へ移ります。

大阪府と豊能町で作成された中長期財政シミュレーション、収支と資本残高の見通しという、こういうやつですね。

この中にね、実際にちゃんと書いてあるんですけど、令和7年度以降、一貫して収支不足が発生して、令和12年度には、財政調整基金が枯渇する見通しだ。さらに、令和14年度の時点で、累積赤字が早期健全化基準を超えて、財政健全化団体に該当することとなると、このように明記されているんですね。

これを見てね、一つ疑問があるんですよ。というのは、累積赤字がもう令和7年度以降は、もう一貫してずっと収支不足になっていると。令和12年度には財政基金はなくなると。

そうしたら、それ以降、逆転して、収支不足が、収支がプラスに転ずるなんてことは、考えられへんですよ。そういうことですよね。まず、それを確認したいと思います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

おはようございます。

お答えいたします。

今、小寺議員御指摘の財政シミュレーションでございますが、令和4年度の決算に基づきまして、令和5年度に作成した財政シミュレーションでございます。

人口減少に伴う収税減、あるいは社会保障の増などにより厳しい推計結果となっております。

令和12年度には、財政調整基金がほぼ枯渇し、収支額が5億6,000万円の赤字となっており、以降も、収支が赤字となる財政シミュレーションとなっております。

議員御指摘の収支が赤字になると、以降も赤字になって、財政調整基金が枯渇して、推計上は、よっぽどの特段の事情がない限りは、このような状態が継続するようなシミュレーションになっておりますので、その赤字が急になくなるというような状況ですが、このシミュレーション上は考えにくいというような結果となっております。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

それで、ここに書かれている内容でね、歳入のところに、地方交付税は、このシミュレーションのところですよ、シミュレーションするのに、地方交付税を横置きするということは、もう同じ金額を並べますよという意味ですよ。

住民税は急激な人口減により大幅減となりますということは、歳入は減り続けるということをここで言ってるんですよ。間違いなしにね。増えることはありませんと。

それで、歳出はどうなるのと言ったら、ここには、社会保障経費の増加や、物価上昇により増加傾向、建設事業費は、小中一

貫校の整備、公共施設の再編によって、令和12年度まで高い水準で推移すると。

だから、歳出は増え続けると。歳入はずっと減り続ける。もうどう考えても、どう言ったらいいのかな、令和12年度以降、世間で言うもう破綻していると言ったほうが適切なことないですかね。ここで言っているね、令和14年度の時点で、早期健全化比率が、悪化してですよ、財政健全化団体になると言うか、もうなるどころの話じゃないしに、もっと悪くなりますよと読んだほうがいいんじゃないでしょうか。どうでしょう。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

この財政シミュレーションでございますが、若干の算定のルールというか、算定方法がございまして、それに基づいてつくって、大阪府と協議しながらつくっております。

そのシミュレーション上は、例えば、本町は基金の取崩し、これは財政調整基金以外の特定目的基金の取崩しも行って、財政運営を行っておるんですが、この財政シミュレーション上では、そういう特定目的基金の繰入れを見込んでおりません。また、地方交付税、先ほど御指摘の地方交付税についても、直近の実績で据え置いてございます。

なので、例えば、税収が一定落ち込むんでしたら、一定財源保障機能といいますか、一定は交付税で補填措置があるんですが、そういうことは見ていないというところの収支の不足を拡大している要因の一つであるかなと思っております。

そのように、若干制度的には、また細か

いところまでは反映していない、一律の考えで、試算しているものでございますので、ただやっぱり、大きな傾向としては、やっぱり税収が落ちていく。いつまでも依存財源に頼っている傾向がございまして、それをなるべく自主財源の確保に努める必要もあろうかなという、そういうところでは、大変参考になるシミュレーションかなと思っておりますけど、この推計どおり、収支が赤字になって、財政健全化団体になっていくというところまでは、事実上、今のところはそこまでは想定していないというような状況でございますが、ただ、この推計には、公共施設再編、あるいは、学校の整備というのを入れてございます。

学校の整備については、実際、今取り組んでおりますので、一定の費用は確実に見込んでいかないといけない。公共施設再編も、過疎債の措置が切れる令和12年度をめぐって、全ての整備が終わるような事業費の計上の仕方をちょっとしておりますので、急激に投資額が増えるというような状況でございますので、その辺は、実際の状況を踏まえて、見直しも必要になってくるかもしれないというような懸念もございます。

それは、また事業の進捗等々、本町の財政状況を含めて、その辺の修正というんですか、軌道修正、あるいは財源確保の充実といいますか、そういうのも含めながら、進めていく必要があると思いますので、このシミュレーションも参考にはなりますけど、だからと言って、何年度にすぐ財政健全化団体になっていくというような状況には、今ないのかなという認識でございます。

以上です。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

素直な疑問なんですけどね。この表を見

ながら、歳入合計、歳出合計、同額になってないからね。同額どころか、もうずっとになってないんやから。同額になってないんだったら、予算なんか、予算書に書けないんじゃないですかね。同額で出すんですよ。

それ、足らずを財政調整基金で充ててきた。それがここゼロになるのが、令和8年ぐらいでゼロになってるのかな。そんならもう、そこからどないすんですかと、予算書つくれるんですかという、率直な疑問なんですけど、それはどうなんですか。つくれるんですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

この財政収支シミュレーション上は、この収支が不足しているのを財政調整基金で埋めていっているようなシミュレーションなんです。

収支上、予算上は、財政調整基金で最終財源不足額を取り崩して、今回も多額の額を令和7年度予算で取り崩しておりますけど、それで一応予算上は収支を均衡させて予算を組み込んでおるとい状況です。

シミュレーション上は、その財政調整基金をそのシミュレーションの中に入れずに、収支不足として表示をしているようなシミュレーションとなっておりますので、この収支の不足は、財政調整基金で埋めているようなシミュレーションです。

それが枯渇するのが令和12年度であると、このようなシミュレーションをしておる。

ただ、先ほど申しましたように、特定目的基金の取崩しというのは一切見込んでいないとかいうところもございますので、実際は、そういうことにはならないのかなと

思っておりますけど、先ほども申しましたように、一定の考え方で推計をしておりますので、基金を取り崩す運営というのも、なかなかその基金だよりになる財政運営も改めていかないといけないということは思っておりますので、一定のその参考資料になりますけど、推計上はそういうような見方をしておるので、財政調整基金しか取り崩していないシミュレーションなんで、余計に収支不足が拡大していく。そのような状況のシミュレーションとなっておるといことでございます。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

もう一つ素朴な疑問であれですけど、この状態が続くんだったらね、入ってくるほうはもう見込めないとやっているわけやから、出るほうをカットするしか、もう方法はないと読めるけども、それはどうですか。それ以外の読み方はあるんですか。入ってくるんだったら読めるかもしれない。出ていくんやから。で、歳出が増えていく、そんなことが、芸当がね、できないんじゃないかと、入ってくる中で出していくんやったら、もう歳出をカットして、カットして、カットするしかないんじゃないんですかと、そういう疑問です。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

小寺議員の御指摘は、大きい意味では御指摘のとおり、歳入は減るという状況になれば、それに合わせた歳出を組む。あるいは歳入のさらなる確保に努める。そういう形になっていこうかなと思います。

です。今後、行財政改革を進めてい

きたいと思っておりますが、歳入が減っておるのであれば、歳出の見直しを図りながら、歳入に見合った基金に頼らない財政運営に努めていくようなことをしていかなければならないと思っております。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9 番（小寺正人君）

大変なことが起こりそうという、それも5年以内に、地震じゃないけど起こりそうな気がしますけどね。

次行きますね。

民営のこども園、この計画が、どのように進んでいるかという話です。具体的にどのように進んでいますか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

おはようございます。

現在、こども園の民営化、西地区のこども園の民営化につきましては、当初目指しておりました令和9年4月のスケジュールに若干変更が生じている状況でございます。

現在は、令和11年4月の開園を目指して基本方針を策定する方向で作業を進めているところです。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9 番（小寺正人君）

その民営化するね、何で民営化してんのかと、要するに、結構僕らも視察しましたがけどね。やっぱりメリットがある。民営化にはね。

ただ、民営化に反対する人たちもあるから、一気にはできない。順々にゆっくりとしかできないような話を大阪市行ったときもそういうふうに、何かおっしやってました。

実際にそれを利用する利用者というんですかね、保育園とか、その幼稚園の園児・保護者にとってはね、保育料は同じなんですよね。それ間違いないですかね。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

保育料につきましては、基本的に3歳児から5歳児までは、現在無償化という形で進められております。ゼロ歳児から2歳児につきましても、法定で公定価格というのが定められておりますので、基本的には公立でも私立でも、保育料は同じというふうに考えております。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9 番（小寺正人君）

要するに、利用者の側から言ったら、どちらでもいいわけですよ。別に同じなんだから。昔の感覚から言うと、公営のほうが安いという何か感覚があるけれど、これは同じであるということを考えたら、やっぱり豊能町の財政難にあえいでる豊能町の財政上のメリットは非常に大きいと思うんですけど、どれぐらい改善できる見込みなのか、それは想定していますか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

財政から見た民営化の効果額につきましては、他自治体の例を見ておりますと、施設整備及び運営面で、財政的なメリットがあるというふうに考えています。

施設整備につきましては、費用負担について、町の負担割合が軽減されます。公立施設の場合は、町の負担額は事業費の3分の2になりますが、私立の施設の場合は、

町の負担は事業費の4分の1ということになります。

仮に整備事業費を6億円というふうに考えますと、公立施設では町の負担が約4億円の負担、私立の施設では1億5,000万円の負担と、2億5,000万円の違いが施設を整備する際に違いが出てくるというふうに想定をしております。

運営費につきましては、園それぞれの規模であるとかによって違いますので、町としては想定を今現在進めているところで、今現在で効果額というのは算定できておりませんが、例えば、府内のある市では、複数園の民営化を実施した結果、平均で1園当たり約8,800万円、ほかの市でも1園を民営化したところ、6,300万円の財政効果が出たというふうに公表されているところから、豊能町におきましても、一定の財政効果が見込めるであろうと考えています。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

財政から見たら効果はあると。それは間違いないということですね。

問題は、反対する人のところがこの教育・保育の民営化反対するのは、ここに何かデメリットがあるんでしょうかね。僕は、あるかもしれないし、民営のほうがいいと思うから、民のほうがいいとたくさんきてね、そっちのほうに、何か生徒も引っ張られていると聞いているんですけどね。そこはどうなんでしょうかね、教育・保育のメリット、デメリットは、どんなもんなんですかね。

昔、僕らは昔からね、官尊民卑という考えがあって、民より官のほうがいい、公営のほうがいいんだという感覚があります。特に田舎はそれが強い。それはもう事実やと思います。

でも、今や民営化というのは、時代の流れやからね、もうとどめようが、多分ないと思うんですね。流れやから。そんなトレンドが変わるなんてことは多分ないと思う。だからもう、固定観念を取り払えばね、もう新しい世界が見えてくるの間違いかなと私自身は思っているんですよ。だから、反対する人も、実際にやってみたら違うなということを実感できると、そういうのも聞いているんですよ。視察行ったときにね。

我が子が公営行っている。その妹が民営行ったら全然違ったと。そういう話も聞いているので、固定観念を取り払う、そして、できるだけ早く進めたらいいんじゃないのかなと思っているんですけど、何でそう遅いんですかね。そのスピードがね。もう大分前から、僕、できていてもおかしくないと思ってんだけど、何がスピードを緩めているのかな。どうです。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

豊能町では、長年にわたりまして、公立の幼稚園、保育所、あるいは認定こども園による保育を進めてまいりました。

町内に私立の幼稚園、保育所、認定こども園がないというのは、なかなかその近隣を見渡しても、なかなかこういった事例というのがなかなかありません。

そういった長年の事例によりまして、今現在、保護者の方々は、幼稚園、保育所、認定こども園の保育を受けているということで、そういった流れがあるのだと思います。

それが、民営化ということになりますと、それがいいとか悪い、公立がいいとか、私立がいいとか悪いとかというお話ではなくて、やはり、今までの保育がどうなるのか

というところについては、保護者の方々は、やっぱり御不安になられるかと思っております。

今後、民営化を進めるに当たりましては、そういった園児も含めて、園児や保護者の方に御不安がならないように、スムーズに移行できるかどうかということも含めまして、運営法人と保護者の方々の代表と町によりまして、三者協議会、あるいは保護者説明会を開催いたしまして、そういった保護者の方々や、子どもたちの影響を最小限に抑えることができるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9 番（小寺正人君）

消費税が、一番最後、安倍内閣のときに上がったときに、3 歳児以降はゼロになったんですね。保育料。

問題はその残っているゼロ歳児と1 歳児と2 歳児が無償化になってない。これ何で、無償化ならないのかなという、これも素朴な疑問なんですよ。

豊能町の財政負担、これをゼロにしたらね、どれぐらい負担しないといけないのか、今の状態で。今現在の時点で構わないので。今の生徒数で。生徒数というか、園児の数でいって、どんなもんですか。どれぐらい負担したら、無償化できるのか。

○議長（永並 啓君）

答弁できますか。

暫時休憩いたします。

（午前10時08分 休憩）

（午前10時08分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

小寺正人議員。

○9 番（小寺正人君）

ロシアが、ウクライナに侵攻して3 年経過したが、依然として戦闘状態は改善されていない。

それで、何年か前にね、ウクライナに旅行した人が、住民の中におられて、偶然に出会った家族の人と何か行き来してるというか、通信できますからね。この人が、子どもたちを戦禍の中に置いたらあかんと。もう何か隣の家に爆弾いうか、迫撃砲がばあっと落ちて、何かもうもうめちゃくちゃその心が折れたという話をなさってました。

このままの状態を置いておくとね、放置してたら、その子どもたちの教育の場も失われるじゃないの。この状態を何とか救ってやらないといけないということでね、何かお金も何かを送ってるとかおっしゃってました。個人ですよ。自分のお金。この家族4 人何とか受け入れられへんかということで、一生懸命、駆けずり回ってはるという方がおられます。

自分がとにかく、身元保証人になって、御自分の自宅に引き取るようなビザ申請になんか奔走されてるらしいです。それ、話を聞いてるとね、もう右へ行ったり、左へ行ったり、上へ行ったり、下へ行ったりで、何か伝えたいことがいっぱいあるみたい。

聞いてても、あるということはわかる。でも、何ぼあっても我々話聞くのは聞きますけどね、こうしてほしいというのがね、1 月に突然やってきて、どういう内容だったかな。豊中市民で身元引受人になる人がおりませんかということで、突然、来られたんですよ。

でね、もう、いろいろ準備をしたり、何かね、もうこの人が一人責任を負ってね、背中に大きな荷物いっぱい抱えながらやってはる。それも大変なことやなと思いがら、教育の話ね、子どもたちが3 人いてはると。そういう話が出てきたので、それな

ら、豊能町は、それにはね、何か貢献できるかもしれないなど、こういうふうを考えてるんだけど、豊能町の学校にね、その言葉とか文化のこんな異なるね、子どもたちを受け入れられるというのは、受け入れるということは可能なんでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

学齢6歳から15歳までの外国人の保護者、子どもの保護者の方につきましては、学校教育法の第16条などによる就学義務というのは科されておりましたが、仮に、本町にお住まいになる場合には、教育の機会を確保することは必要であると考えております。

ウクライナからの避難民の児童生徒につきましては、本町としてもできる限りの努力をし、本町の中で受け入れられる体制を整えたいとは考えております。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

これ、個人情報絡むと、後々何かややこしいことになってはいけないので、一般論で答えていただいたら結構だと思います。

そのときにね、その人が、我が家の2階にこの人たちを引き取って、そういう考えを持ってはるようなんですけど、外国人の子どもたち引き取った場合ですよ、医療なんかは無償でできるのか、できないのか、どうなの、一般論でできるのかどうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

おはようございます。

お答えをさせていただきます。

議員御質問のウクライナ籍のお子様に対

する手当関係も御質問いただくようなんですけれども、まず、医療関係のことでお答えをいたします。

まず、本町におきましては、各種医療費助成制度等も行っておりますが、まず、それを受けていただくためには、健康保険に加入していただく必要がございます。

まず、私どもは国民健康保険を取扱いをしてるわけなんですけれども、その場合につきましては、まず私どもの住民基本台帳に記載されているかどうかということが必要でございます。そのためには、これ一般の外国人の方も一緒なんですけれども、外国人の方が住民基本台帳に記載されるまでにつきましては、3か月を超える在留資格がまず必要となってございます。

総じますと、まず3か月を超える在留資格を持っていること。その結果、私ども豊能町に居住していただくということでしたら、住民基本台帳に記載をされるということで、例えば、親御さんが会社にお勤めになられて、社会保険の適用を受ければ社会保険ということになりますし、社会保険の適用を受けないということであれば、私どもの国民健康保険にまずは加入をいただくと。

そういった上で、各種医療制度については、豊能町にお住まいの方と同じように受けていただくこととなってございます。

以上です。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

その方の2階に引き取るという話で話を進めてみたいなんですけどね。そうしたらそのときに、子どもたち、今のあの論法でいったら、子ども手当が下りる対象になるんですか。ならない。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

先ほどの医療費の助成制度と同様に、子どもの住民基本台帳に登録されれば、児童手当の受給についても可能となってまいります。

以上です。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

ついでながら、子どもじゃない、親御さん、これは学校行くわけでもないの、職をその人は一生懸命探してはるみたいですけど、そういう外国の人たちの生活支援をする、そういうあれもあるんですか、ないんですか。一般論でいいんです。ないか、あるか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

私ども、このケース御質問いただきまして、ちょっといろいろ調べさせていただきまして、これもちょっとインターネット等でちょっと情報を収集した情報としてお答えさせていただきますが、国のほうでは、補完的保護対象者の認定制度というのを設けておられるようで、このプログラムに応じまして、先ほどおっしゃっていただいている、例えば親御さんの就職のあっせんがありますとか、日本語教育のカリキュラム等がございます。

ここは、大阪であれば大阪の出入国在留管理局にお問い合わせいただくこととなりますけど、そういったプログラムを御用意されてるということで、認識しております。

○議長（永並 啓君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

一応個人情報が出ないようにお願いします。どないなるやわからへんから。

それで、空き家の問題、空き地の問題かな。それちょっと調べてましたら、私、不動産の宅地建物取引主任者という免許を持って、ちょっとだけですけど、不動産業もやっておりました。ちょっと、何て言うのかな、とっても難しい問題だなと、この空き家の問題、ずっと思ってたんですよ。

実際に、隣の家の敷地に、密林のように、庭木が繁っている。それで話を持ってこられたケースもありました。個人情報やから、もうとにかくその人をなかなか特定できなかったんですよ。たまたま、そのときに、担当者の方に連絡したら、たまたま偶然、その人と携帯がつながって、現状の状態も住んでない方やから、わからなかったみたいで、ちゃんと処置しますということで、うまいこといったんですけど、うまいこといかないケースについてね、ちょっと時間がないので、特定空き家とか、そういう管理不全空き家ということが、今もう何かできてるので、それでどんどん処理していかはったらどうかなと私は思いますけど、それだけちょっとお答えできますか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。一言で。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

国のほうで、平成26年に空き家等の対策の特別措置法、令和5年に特別措置法の一部を改正する法律が定められております。

そこで、市町村の役割が明確となっております。あと、令和5年6月に豊能町の空き家等対策計画を策定しております。そ

の中、この国の法律と空き家の本町の計画に基づいて、管理不全空家等の対応をさせていただいてるということです。

以上です。

○議長（永並 啓君）

以上で、小寺正人議員の一般質問を終わります。

この際暫時休憩いたします。

再開は10時30分といたします。

（午前10時22分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、管野英美子議員を指名いたします。

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

皆様おはようございます。

6番、無所属の管野英美子でございます。

議長の御指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。理事者の皆様、わかりやすい簡潔な答弁をよろしくお願いいたします。

まず、一番目に町歌についてです。

町歌については、過去も何度も質問をしています。かつては西岡議員が1回、私が防災行政無線で2回、長澤議員が1回、直近では池田議員が2回、今回で第7回目だと思います。

先に、②の質問をします。

令和4年3月議会で、池田議員がとよの未来科で教えてはどうかという質問に、森田教育長が、時間のない中、とよの未来科の中で取り組むとの答弁もありました。その後どうなったのでしょうか。何年生で教えているのでしょうか、お答えください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

議員がおっしゃるとおり、令和4年3月の定例会議におきまして、当時の教育長から、とよの未来科の中で取組を進める旨、答弁をしております。

しかし、現在のところ、実際に今のところ、学校の授業の中で実施していることはちょっとできておりません。

授業でどのように取り扱うかにつきましては、今後検討をいたしますが、豊能町にも町歌があるということを、学校にはお知らせしてまいります。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

池田議員に聞いたら、町歌があることだけ教えた、教わったみたいなことを聞いたことがあるんですね。

そうしたら、どうして、この一番目の問題に戻りますが、はたちのつどいに歌うんですか。敬老のつどいもそうなんです。はたちのつどいは1番だけなんで、ちょっとええかなと思いますけど、私4年前に、とても元気に放課後教室で遊んだ子どもたちが、斜め前にいたんですね。自分たち歌いたかったのに知らない歌だということで、歌い終わった後、振り返って、なんでたまりばで教えてくれへんかったんと言うたんで、私も議員になるまでは知らなかったと言いましたけど、どうして歌うんですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

はたちのつどいにおきましては、国歌の斉唱の後に、豊能町歌の斉唱を行っております。

はたちのつどいというものは、20歳になった際、生活に有意義な変化であるとか、折り目をつけるための式典でございます。

その際に、国歌を歌う。その次に、豊能町にお住まいということで、町歌も斉唱するものとしております。

○議長（永並 啓君）

管野議員が聞いているのは、今、なぜ、わからないものが急に出てきて、いきなり二十歳でやるのかということだと思います。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

町主催の式典では、このような形で斉唱するものとして位置づけておりまして、はたちのつどいで斉唱しているものでございます。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

そういう答弁をしたら、聞くだけでいいんですかということになるかなと思うんですね。

私は、大阪市歌歌えるんでね、今歌いませんけどね。また別の機会に。

小学校2年生ぐらいのときに教えてもらったと思うんですね。やっぱり大阪市が好きになりましたね。高校まで大阪市立、市立の高校に行ったんで。とても残念に思います。早急に教えてあげてほしいなと思うんですね。

今15歳に教えたところで、5年後成人式で歌えるかということですよ。だから、今教育指針も議論というんですか、教育委員会でやってるから、教育委員会でも、そういうことを取り入れてほしいなと思います。お話をしてください。

でもう、このことは言いません。敬老のつどいにも歌いますし、そうしたら、へ理屈で、出初め式は何で歌えへんねんということになるんで、もう一度、町でちゃんと取決めでもしてほしいなと思います。

3番目の防災行政無線で、ふるさとの代わりに流してはどうか。過去にも、音源が

ないとか、デジタルではないとか、できない理由はたくさん聞いておりますが、検討をしていただけないでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

防災行政無線による町歌の放送は、住民の定着意識やふるさと意識の高揚に効果があるとは考えておりますが、現在、毎日午後5時におきまして、定時試験メロディーとして、ふるさとの歌を約1分程度放送してございます。

このふるさとは、防災行政無線の設置される20年近く前から午後5時に放送しておりまして、住民の皆様にもかなり定着していると考えております。

また、防災行政無線は、相当な音量であるため、曲目や、例えば時間を変えれば、町内全域で対象となりますので、住民の皆さんの理解も必要かと思っております。現時点では、防災行政無線による町歌の放送は、予定していないということではございます。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

予定していなかったら、予定していただけないか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

先ほども、どの場面で町歌を歌うのかということでも御質問もありましたので、1回町内で、その辺りの整理をさせていただいて、その上で、どうするのかいうことを検討させていただけたらと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（永並 啓君）

いつまでに。

○総務部長（入江太志君）

次の議会、まとめましたら、御報告はさせていただきますが、検討なんで、そんなにこれは時間を要することではないと思いますので、次の議会の6月、そうかからずにとは思いますが、早急に検討していきたいと思います。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

もう音源はないとは言わせません。平成29年3月18日に、吉川小学校で、おととえ座の自主公演で、町歌を歌われています。

歌手は、今、教育委員をされているSさんです。ぜひ、検討いただきますようお願いいたします。

2番目の質問に行きます。

学校等の運営についてです。

先生の人数です。過去に、東地区35人で2クラス、西地区82人で2クラス、今年のはたちのつどいに出席した学年です。ビデオレターにも、担任の先生が出ていましたね。この不公平を当時の生徒たちから中学1年生のときに聞きました。学校の裁量だという役場、事務方のお返事でした。

子どもたちに伝えましたが、生徒は納得していませんでした。なぜなら、光風台小学校で、6年生のときに事件が起こったからです。

とても、残念に思ったんですが、動いていただけなかった。板倉さん、校長先生でしたかね。これから先は、東西公平に運営していただきたいのですが、いかがですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

現在、公立小・中学校の学校編成基準につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において規定されています。

小学校におきましては、平成23年度から35人を標準としている1年生に加えまして、令和3年度に2年生、令和4年度に3年生、令和5年度に4年生、令和6年度に5年生と段階的に引き下げられ、令和7年度からは、全学年において35人が標準となります。

中学生は、現在のところ、1クラス40人が標準となっています。

学級編制の法律の中では、先ほど申し上げました児童・生徒の人数によってクラス数が決まりますが、クラス数によって、教員の定数が決まります。クラス数によって、段階に分かれているのですが、そのクラス数に応じまして、教員の配置数に一定の割合を掛けて配置されます。

特に、中学校の場合は、教科担任制であることから、例えば、1学級であれば、クラス数掛ける4.0、2学級の場合は、クラス数掛ける3.0など、クラス数に応じて、プラス一定の人数が配置される仕組みとなっています。

この仕組みによって、配置されました定数による教職員が、どのような職務に従事するかというのは、法令による基準に合致する範囲内で、それぞれの学校の判断により決定しています。

教員の配置につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制の標準に関する法律に基づき、どの学校にも公平に配置しているところでございます。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

もうあの学年は、元気に大人になったと

いうことは、私はとてもうれしく思いました。

毎年、みんなが成人していくことを、私は議員として、目の前で見れるのでうれしんですけれども、そのときの12歳、13歳のときの子どもたちの気持ちを思うと、とても残念だったなと思うんです。この判断は。

3年ほど前ですけど、府から加配でいただいた分を英語の先生に充てた。半日の家庭科や音楽の先生を町費で賄っているのかな、令和7年度もそうやっているのでしょうか。東3、西5という英語の先生の配置を聞いたことがあります。入江部長のときだったと思います。また、これは、予算で伺います。人件費のところでは伺いたいと思います。

2番目のまなび舎の実施についてです。

12月の一般質問で、公民館にはWi-Fiの環境がないので、まなび舎をWi-Fi環境のある学校でと提案いたしました。

その後、学校とはどのような協議をしていただきましたか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

まなび舎の実施ということで、Wi-Fi環境のある学校でというふうに御提案をいただきました。

町内の両中学校に確認をいたしましたが、どちらの中学校も中間・期末のテストの前の一定期間ではございますが、放課後の時間に空き教室で勉強をしております。今のところは、そのテスト前の一定期間というところになっておるというところでございます。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

まなび舎とはということ、私のチラシに載せたかったので、義務教育課に行きました。そうしたら、義務教育課の職員さんが、今、塾に行けない子どもたちがいるって、金銭的なことで行けない子どももいるから、まなび舎は重要だと思いますということ聞いたことがあるんですが、ふだんから、Wi-Fiの環境がある学校でやっていただきたいということなのですが、いかがですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

板倉教育長。

○教育長（板倉 忠君）

今議員がおっしゃっているまなび舎なんですけど、これは大阪府の事業で、もう大分昔に始まったことで、実際には学校の中でまなび舎をするというのが、府の施策で始めました。

ただ、学校におきましては、クラブ活動というのがありまして、ふだんの間は、やはり子どもたちはクラブ活動に従事させたい。そこで頑張らせたいという思いがありまして、まなび舎をする時間がございませんでした。その中で、学校は考えて、学校で、そういう自学自習ができる時間をということになりますと、やはりクラブがなくなるテスト1週間前ということで、学校の中で始まったのが、最初でございます。

なおかつ、今議員のおっしゃられるように、ふだんの日もできないかなということになりますと、学校が終わった後、クラブが終わった後になりますので、そこで、拡大したのが、公民館まなび舎でして、西公民館であるとか、中央公民館で始めましたので、基本は学校でまなび舎をするということなので始まったところで、なぜしないんだということなんですけど、やっぱりクラブ活動と中学校の5時半、5時ぐらいまでの活

動していますので、無理だったということでございます。

以上です。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

先生の働き方改革というのものもあるし、学校を閉じなければいけないということですね。6時頃に。

続いての質問です。

吉川中学校、とよの西学園のプールですが、工事費が入ってきていませんが、体育館の改修は契約案件が上程されています。プールは改修しないのでしょうか。あのまま使えるのでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

各学校のプールの授業につきましては、今現在、既存の学校のプールで行うのか、もしくは、例えば、シートスなんかに委託して、そこで、プールの授業を行うのかにつきましては、現在、検討中でございます。

西地区の義務教育学校のプールにつきましては、建築年度は昭和55年というところにありますので、もし、学校のプールを使うということであれば、何らかの施設改修が必要であるというふうに考えております。

改修などにつきましては、もし、学校のプールを使用するという方針になった場合には、改めて、また予算の措置等を考えていきたいと考えています。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

シートスへ行ったときに、バスケットゴールをつけてくださいということを言いに行ったときに、次はプールが壊れるかなと

いうことで、ボイラー室に連れていかれて、水、漏水している跡を見せてもらったんです。水の形をね。次、プール危ないんじゃないかなと思ったりするんですけどね、いつまでにそれは結論出されるんですか。学校ですか、シートスですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

基本的には、方針としては、令和8年度に義務教育学校が開校した後に、どうするかということを決めたいと思っております。

ただ、そのプールの改修が令和8年度にできるかという、今現在、すぐに使えない状態ではありませんので、プールについては、使った後に、また改めて、予算の措置をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

わかりました。もし、水入れて、漏れるようだったら、急いでシートスへ行くということですね。

3番目の留守家庭児童育成室について、伺います。

令和7年度の光風台育成室が50人ほどになると伺っています。1年生は23人行くと聞いてるんですが、定員が50人、これ以上増えたら、待機児童になるのでしょうか。就労証明書を提出して、どのように審査されているのか、また、今、移住定住促進をしています、転居されてきて、定員オーバーになったときは、待機児童になるのでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

現時点ではございますが、令和7年4月1日時点の光風台留守家庭児童育成室の利用人数は41名を予定しております。

今年に入ってから、在校生から退室の申出が複数あったことから、幾分減少しており、待機児童が生じる可能性は少ないと考えています。

なお、光風台留守家庭児童育成室の定員につきましては、50人ですが、仮に登録者が50人を上回ったとしても、一日当たりの利用者が50人を超えることはないものと想定しておりますので、直ちに待機児童になることは考えておりません。

また、例年5月頃の利用者が一番多くて、夏休みを過ぎると、高学年の退室が増える傾向があることから、令和7年度もそのような形で推移するのではというふうに、現在のところは想定しております。

なお、入室の許可審査につきましては、申込時に利用条件に応じた書類の提出を求めてこども育成課で審査を行っております。

そのうちの保護者の就労条件につきましては、育成室の利用期間全てにおいて、条件を満たしているかどうかについて、審査をしているところです。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

西地区の新しい学校については、これから協議だと思いますけれど、100名ぐらい来るんじゃないかということなので、しっかりと制度設計していただきたいと思います。

2番目に、学校には大勢のサポーターがいます。私が学校支援事業のコーディネーターをしていたときに、光風台小学校では、100人のサポーターがいました。

そのときに、府の研修に行ったとき、集まっていたいた全ての人を使おうと伺い

ました。使うと言ったら失礼ですが、多くの人に関わっていただきました。それは、ふだんから子どもたちを気にかけていただくということからも、効果的だと私も感じました。

長期休暇のときは、読み聞かせの方など来ていただいていると伺っていますが、学校支援のサポーターには、折り紙や卓球などの達人もいます。サポーターにもっと支援してもらえないのでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

各学校には、議員がおっしゃるとおり、大勢のサポーターの方々がおられ、おのおの方がお持ちの特技を生かして、学校活動のサポートをしていただいております。

現在、留守家庭児童育成室では、お楽しみ企画という形で、主に長期休業中なんですけれども、地域のボランティアの方々の御協力を得まして、例えば、読み聞かせであるとか、お絵描き、パステルアートというのですか、何かそういった企画を用意して子どもたちを楽しませる企画を提供していただいております。

学校サポーターの方にも、そのような形で御協力をいただければというふうに考えております。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

私もコーディネーターのときに、7回ほどサポーターを送り込んだんですけども、昨日たまたま買物してたら、今のコーディネーターさんと会って、今取り扱っていないことをおっしゃいました。全然考えてもいなかったと言ってたんで、ぜひ協力していただきたいと思います。

私が最も心配しているのは、支援員さんが疲弊しているということです。町政運営方針の質問のときにも言いましたが、保護者がありがたいというその一言がないだけで、とてもしんどい仕事なんやなということを思いました。

ボランティアもたくさんいらっしゃるんですが、今のお楽しみ企画は、大阪府から補助金が出ているわけですね。私のときは、謝金がなかったんですが、それでも折り紙を持ってきたりしてはったんです。

この町のボランティアをしっかりと見てほしいなと思うんです。何でそこを学校に来てくれるかと言ったら、自分の子どもたちがお世話になった学校に、恩返しをしたいと言っている人が大勢いらっしゃるということを大切に思ってください。

次の質問に行きます。

教育委員会についてです。

現在、西地区在住の委員がいません。10月会議で1人任命しましたが、それで、有識者と思われる方が3人と、東地区の住民2名となりました。

そのときにも質問しましたが、過去に教育委員会の数は、条例改正もして増やすことができます。学校統合の大事なときに、西地区在住の教育委員を考えないのでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

現在、本町の教育委員は、教育長以外に5名いらっしゃいます。5名の方の居住地につきましては、東地区在住の方が2名、町外にお住まいの方が3名というふうになっております。

現在、本町では、令和8年4月に義務教育学校の開校を控え、学校運営についても

検討しているところです。

議員おっしゃるとおり、今現在、西地区に在住の委員の方はいらっしゃらないのですが、本町でも、例えば西地区の学校の管理職を経験されて、学校の状況や児童生徒の状況に詳しい方、あるいは西地区で実際に職務を通じて住民の方の声を直接お聞きになるなど、本町、特に西地区の状況につきましても、十分に御承知の上で、なおかつ本町の教育政策において有意義な御意見をいただける委員の方でいらっしゃると考えております。

今後の教育委員の改選の際には、こういった教育に関する見識をお持ちの方で、もし西地区にお住まいの方がいらっしゃるかどうか、こういった観点も含めて教育委員会のほうでも考えていきたいというふうに思っております。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

今、条例改正をして増やせると言っていますし、住んでいないじゃないですか、有識者は。

有識者という人は、別に教育委員会でこんなことを話し合うから来てくださいと言ったら、来てくださる方じゃないですか。私は、西地区在住の人を増やしてほしい、入れてほしいって言ってるんです。なぜなら、大阪北部地震のとき、私登校見守りをしていました。そういうこともね、肌で感じている教育委員を増やしてほしいということなんです。もう一度答弁をお願いします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

先ほどと同じ答弁になってしまいますが、

西地区に在任ではございませんが、そういった町の現状に詳しい委員の方もいらっしゃいます。

今後、改正の際には、西地区にお住まいの方も含めて、そういった観点も含めて検討したいというふうに考えております。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6 番（管野英美子君）

増やすおつもりはないんですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

板倉教育長。

○教育長（板倉 忠君）

今現在、本来でしたら、4人でいいところを1名増やして5人という定員をさせていただいております。なおかつ同じ学識有識者ということで、本町の教育について、また国の施策とか、全国の様子についても御存じの有識者も置いております。

その中で、今回、西地区の在住の委員の方おられないんですけれども、教育長としては、西地区について、十分御意見いただけるメンバーであるなと思っておりますので、現在の体制で、私は十分かなと思っています。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6 番（管野英美子君）

水かけ論になってしまうんですけどもね、増やせるんです。私は、実は増やすときに反対したんです。そのとき、西3人で、東2人で、バランスいいなと思ったんで、増やさなくてもいいと思ったけど、今、あのとき増やしていただいてよかったなと思っていますぐらいなんで、もう一度考えていただきたいなと思います。水かけ論なんで、これぐらいにしておきますけれど。ちょっと学校のこともあったので、7番目の質問

を先にさせていただきます。

公共施設再編についてです。

ワークショップをして、住民の意見を聞いているようですが、西地区の複合施設に幾ら使えるのか、昨日の吉田議員の質問の中で、東7億円、西22億円との答弁がありました。それでも、体育館の工事は随分金額が上がりましてし、資材の高騰で、建設は難しいのかなと思っています。

過疎債を利用して、3割が町の負担と聞いていますが、若い人が入ってこない状況で、今後、借入金を返していけるのか、新築がよいのか、東ときわ台小学校、光風台小学校の利活用、既存の施設の長寿化、選択肢はありますが、どのようにお考えですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

大西政策監。

○政策監（大西隆樹君）

おはようございます。

西地区の公共施設の再編整備につきましては、議員おっしゃるとおり、住民アンケートやワークショップを通じて、行政として必要な機能を融合させ、多くの方に親しまれるような施設を目指していきたいというふうに考えておるところでございます。

複合化のメリットの一つとしまして、維持管理費の削減が挙げられます。現段階で、新しい施設の整備費や維持管理経費の削減効果について、具体的な数字はちょっとなかなか申し上げられないんですけれども、老朽化した施設を現状のまま維持管理を継続することは、財政負担を含め、やっぱり大きな負担があるというふうに考えております。

将来的な財政負担に対して懸念をいただいているところなんですけれども、複合化によるメリットがやっぱりかなり大きなもので

あるというふうに考えておりますので、そのメリットが最大限になるように努めますとともに、民間事業者との連携も模索しながら、また、可能な限り、いろいろな補助金を活用し、全体的な経費といいますか、町の直接の負担を削減した中で、運営できるように努めていきたいというふうに考えております。

具体的に、どのような形態で新しい施設を造るというのは、今検討しておるところですので、議員がおっしゃいましたように、新しくするのか、あるいは長寿命化するのか、大規模改修するのか、それと混ぜ合わせたものにするのかという、もう少し検討に時間が必要かというふうに考えておるところでございます。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

今コンパクトな形でおっしゃいましたが、議員総会で、役場の南側の窓が開かないと漏れ伺っていると言いました。メンテナンスを全くやってこないのかなと思いました。うちの家でも、15年ぐらい外壁を塗装しましたし、所々の不具合があったら直しているんですけども、このメンテナンスの費用も合わせて考えておられるんですか。

○総務部長（入江太志君）

答弁を求めます。

大西政策監。

○政策監（大西隆樹君）

これまで、施設の改修、修繕等につきましては、悪くなればというようなところが、そういう傾向にあったように思います。

今後については、今おっしゃいましたように、メンテナンスというものをしっかりしていかなければ、結局は寿命が短くなったりというようなこともありますので、そ

ういったことを踏まえて、しっかりと対応していけるような施設にしていきたいと思いますというふうに思っておるところでございます。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

ユーベルホールやシートスが30億円以上もかかっているということも驚いたことがあります。住民のときですけども。

人口2万6,000人いた頃だと思いますが、もう少し先を読んでほしかったと思いました。

これから30年先を読んで計画を立ててほしいと思っていますし、人口1万5,000人の町で、何人が住民税をしっかりと払ってくれるのかということも、先ほどの小寺議員の質問を聞いていると、令和12年に財政破綻と言われたら、ほんまに建てるんですかということも聞きたくなります。しっかりと議論してください。いろんなことを含めて。

2番目の質問です。

公民館のロビー等の空きスペースを茨木市の子育て複合施設おにクルのような交流の場にできないかということです。

実は、去年の秋、追手門学院の高校3年生、創造コースの1期生がこの町に住んでいて、先日卒業されたのですが、まちづくりに対して、親を通していろいろと聞いてくるんです。

最初は、能勢電の山下折り返し問題に、自分も困っているからということで説明をして、交通特別委員会の議事録を見て、何かレポートを出されたそうなんです、これは高校生には難しい課題、豊能町だけでは済まない課題だと先生に言われたそうで、観光資源のないまちでも活躍している面白い人でまちを活性できると、インタビューをしてまとめた冊子が卒業制作でした。

そして、その茨木市のおにクルで発表さ

れました。冊子になっています。私も、インタビューを受けましたが、その辺の喫茶店でも話をしたらええわと思っていたんですけど、夜9時半にZoomでつながますという、そういう時代だったんですね。びっくりしましたが、そのおにクルという施設、私もびっくりしました。ホールが大小あったり、貸館やプラネタリウムもありました。そんなことを豊能町でやってほしいと夢を描いてはるんですけど、それは無理やでということとはちゃんと言いましたけど、公共施設再編も、ワークショップのメンバーも、そうやって地域で注目されているので、しっかりと進めていってほしいんです。

この高校生は、将来、議員になってもらいたい人材なんで、大切に、私もこれからもお付き合いしたいと思いますが、今でも活用できることがあります。

図書館では、いろいろと工夫をしていたっていますが、公民館のロビー、エレベーターホールなのかもしれませんが、再編時と言わず、今そういう形でテーブルを置いて、世代間交流ができる場所、そういうふうにやっていただけないでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

西公民館におきましては、1階ちょうど事務所のある1階のロビースペースには、テーブルと椅子を設置しております。また、中央公民館におきましては、作品の展示を行ったりであるとか、保護者と小・中学生が待合わせに使うなど、それぞれの公民館において、スペースには限りがございますが、ロビーも有効に活用しているところで

交流の場として、その整備ということに

関しましては、現在、ロビーのスペースにも限りがあるというところから、公共施設の再編の中では考えていきたいというふうに思っております。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

西公民館の2階も展示はされてるんですけどね、あそこは割かし広いところだと思いますし、あと和室じゃないですけども、子どもが遊ぶお部屋ありますよね、ああいうところをもう少し開放していただきたいと思うんですけど、これは要望しておきます。

5番の質問に戻ります。

9月会議の一般質問で、町外への納税通知書の発送のときに、現在は、住まいの相談窓口のチラシか、東ときわ台の方は、東ときわ台自治会のチラシを同封されています。

私は、9月に町長の顔つきで引っ越した人があるから、家開けていただけませんかというようなお手紙を書いてほしいと言いました。さらに、空き家対策で、家財道具の処分の補助金等を伝える必要があると思うんですが、議員総会で、議会からの提言も考えていますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

昨年の9月の議会で、御質問いただいたとおり、「同封しているチラシを見ていただけるようなチラシの作成を行ってまいります。」との答弁をさせていただきました。

来年度につきましても、固定資産税の納税通知書の発送に合わせて、町外のお住ま

いの方にチラシの送付を考えております。

内容につきましては、今年度郵送したチラシの内容の空き家の適正管理、活用、住まいの相談窓口の案内に加えまして、先ほど御指摘ありました家財道具等の処分の補助金や、既存空き家除却の補助金、また、あるいはリフォームの工事の補助金など、現在町で行っている空き家対策についてもお知らせできるように、チラシの作成を行い、同封してまいりたいと考えております。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

2024年4月から相続登記の義務化、法律の改正が始まりました。

ですから、今私の周りにも、相続でもめているという人もいらっしゃるんですけども、そういうことを町がしっかりと、広報とよのでもいいんで、皆さんに知らせる必要があるんじゃないかと思うんですけども、これも要望しておきますので、今後、広報とよので、広報していただきたいと思います。

それから、こういう情報を、不動産会社のチラシで、私は知ることになるんですね。婚活もされているし、ちょっとヒアリングでもしに行ったらいいかなと思いました。感想です。

続いて、6番目のスマートシティ事業についてお伺いします。

ハニタスの所有者は誰かという問題です。

先日の議員総会で説明を受けましたが、私には理解ができませんでした。今、豊能町で走っているのは、豊能町のハニタスで、昨年宝塚市で走っていたのは、阪急バスのハニタス、買ったのは豊能町の事業ですが、CSFPC、協議会のものと私は思いました。理解ができないので、スマートシティ特別委員会でもお話は聞きたいんですが、

答えは一つだと思いますが、お答えいただけますか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

ハニタスの車両につきましては、令和5年2月の実証運行に向けて、車両4台の調達を行いました。

ハニタスの所有はという御質問でございますが、現在、阪急バスと協議を行っているところでございます。

営業運行の際は、営業車両、いわゆる緑ナンバーとなるため、所有者、使用者とも営業運行事業者の名義となります。

営業運行を行っていない間につきましては町の名義に変更し、町が所有することも考えられますが、今後のAIオンデマンドバスの、事業継続など、車両の仕様使途が現在、まだ未定としてございます。

車両劣化を防ぐためにも、一定車両を動かす必要もあり、町所有となると、車両の維持管理が難しいと考えますので、AIオンデマンドバスの検証が終わり、方向性が決まるまでは、阪急バスに維持管理をお願いしたいと、現在このように考えてございます。

所有者、使用者の名義は阪急バスとなりますが、維持管理以外の用途では、使用しないなど、詳細な内容につきましては、今後、阪急バスと協議を行いまして、覚書などの取交しを行っていきたいと考えてございます。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

理解ができませんでした。誰のものでもないんですね。かな。また、もう一度、私

頭ん中整理して、スマートシティ特別委員会で伺いたいと思います。

さて、3月末でスマートシティ事業は、K P I の検証が終わります。その後どうするのか、今後の方針とスケジュールをお聞かせください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

スマートシティ事業につきましては、令和4年度に内閣府からデジタル田園都市国家構想推進交付金を受けて行っている事業でございます。

事業の取組の状況や効果を評価するK P I の設定を行い、3年間の測定を行うこととなっており、令和6年度が最後の年度となります。

事業といたしましては、当初の8事業を行っていましたが、令和5年度、6年度は、8事業のうち3事業を行っており、モビリティ事業、ヘルスケア事業、見守りの事業のうち、令和7年度の当初予算に提出しておりますのは、見守り事業となっております。

モビリティ事業につきましては、ただいま3月末まで実証運行を行っており、A I オンデマンドバスの運行結果を踏まえて事業を行うか、判断してまいりたいと考えております。

また、ヘルスケア事業のテレビプッシュにつきましても、3月末でテレビプッシュモニターの期間が終わりますので、アンケート調査を行い、今後の事業継続の判断をしてまいりたいと考えてございます。

スマートシティ事業の今後の方針等が決まりましたら、議会へ御報告させていただき、進めてまいりたいと思いますので、よ

ろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

今のモビリティ事業なんですけども、もし走るとなったらまた補正予算が上がってくるということですか。それで、データ連携、スマホでバスを呼ぶのであれば、また900万円ぐらいかかるということなんですよ。データ連携だけでね。そういうことは、補正予算で上がってくるという考えでよろしいですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

現在、まだ実証運行中なので、結果の検証はこれからなんですけど、それがもし継続的に運行が必要と、議会でも御相談の上、そういうことがございましたら、また、必要な経費は先ほど言いましたように、現在、予算を計上してございませんので、令和7年度のどこかのタイミングで補正して、また御審議をいただくと、そのような形になるかと思います。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

先日、お友達のうちに行ったら、戸別受信機があったので、テレビの下にテレビプッシュが置いてあったんで、持ち帰って小森部長にお渡ししました。

そういうことを、戸別受信機をつけに来た人が、「じゃあこれはもういいですよ」みたいなこともおっしゃったみたいなんで、そういうことも精査しないで、戸別受信機をつけたのかなと思って、とても残念に思いました。

これもまた、今、答弁あったように、聴覚障害者の方に渡すかどうかというの、また、これは補正予算で上がってくるという考えでよろしいですね。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

これ、先ほどお答えしましたが、今後もアンケートを行った上で、テレビプッシュの活用方法につきましても、同様に、議会に御報告の上、方向性を決めてから、必要があれば、また補正ということになりますので、その際は、また議会で御審議いただくと、そのようになるかと思っております。

○議長（永並 啓君）

すいません、テレビプッシュの聴覚障害者の上浦町長が、補正予算のときに、そういうふうに活用するというので、答弁されていますけど、そことの整合性はどうされますか。

暫時休憩いたします。

（午前11時19分 休憩）

（午前11時20分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

すいません、テレビプッシュなんですけれども、前回これは補正予算でお認めいただいたときに、我々今までヘルスのほうでということで、ずっと取り組んできましたけれども、やはり他団体見てますと、聴覚障害者の方に、耳の聞こえない方に、災害時の情報を伝達するのには、一定有効な手段であるというところがございますので、そ

こを基本に考えていきたいというふうに思っております。

ただ、これからアンケートを取っていくというところにつきましては、そうでない、健常者の方が、例えば、今後も、このテレビプッシュを何かで使いたいとそういうようなことがありましたら、そのときには、有償になる可能性は高いですけれども、それを含めてちょっと考えていきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

○6番（管野英美子君）

ありがとうございました。

○議長（永並 啓君）

以上で、管野英美子議員の一般質問を終わります。

この際暫時休憩いたします。

再開は11時半といたします。

（午前11時21分 休憩）

（午前11時30分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、寺脇直子議員を指名いたします。

寺脇直子議員。

○5番（寺脇直子君）

それでは、議長より御指名をいただきましたので、これより一般質問を始めます。

まず初めに、空き家・空き地問題について質問します。

空き家問題なんですけれども、適切に管理されずに放置されている空き家というのは、非常に損傷しやすく、台風などで屋根が飛んだり、最近の災害ですね、地震などによって倒壊する危険性が非常に高くなります。

また、害虫などが大量発生する。ごみの散乱や破損などが放置されるなど、衛生上や景観上の問題により、近隣の住民の皆さんに非常に迷惑を及ぼすということで、さ

らには、この腐敗したごみの放置による悪臭の発生、また、不法侵入者の出入りなどによる周辺地域の治安の悪化につながり、非常に近隣住民の生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

また、日本は今後右肩下がりの人口構造の変化に伴い、これから先もこの空き家の発生数の増加と状況の深刻さをより深めていくことが予想をされております。

空き家とは言いましても、私有財産ですので、不用意に取り扱うということは、なかなかできないというか、財産権を侵害するおそれもありますけれども、この近隣住民に危険を及ぼす可能性がある空き家や空き地は、独自の条例を制定し、この空き家問題の対処について取り組む自治体が現在増えてきております。

この空家対策の条例は、2012年に44の自治体で施行され、その後、2014年の時点で約400の自治体が条例を制定しております。

例えば、島根県の松江市では、過料を規定する条例や、そのほか所有者へ解体費用の支援規定を盛り込んだ条例、また自治体が空き家の寄附を受けることを規定した条例など、各地の事情に応じて様々な施策を取り入れた条例が策定されております。

適切な管理に欠ける空き家・空き地は、月日とともに劣化し、放火や衛生・景観の悪化など、周囲に迷惑を及ぼしております。

希望ヶ丘5丁目の樹木や雑草によりジャングル状態の空き地の隣に住む住民の方々は、日々放火や衛生面、不審者のおそれ、景観の悪化、また子どもたちの通学路でもあるため、非常に迷惑で困っておられます。空き家対策を規定するものとして、所沢市空き家等の適正管理に関する条例など、他市町村の条例を参考にして、空き家・空き地の条例制定に取り組んではどうでしょうか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

議員御質問の空き地・空き家対策についてですが、本町のほうでは、まず空き地の対策につきましては、豊能町の環境保全条例、それから、空き家の対策については、豊能町空家対策等の計画に基づく管理指導をこれまで行ってきたりしまして、住民等からの通報があった場合は、これまでは関係各課と協力して、対応してきたところであります。

議員からの御指摘もありました希望ヶ丘のまず空き地に関しては、豊能町環境保全条例がありまして、この条例に基づき、指導・監督、あと行政代執行まで行ってきたというところであります。

次の空き家に関しては、先ほどもお話ししたとおり、豊能町空家等対策計画に基づき、対応してきたところで、撤去事例としては、今年度になります、東地区の府道沿いで、母屋とは別に倒壊しかけの小屋がありまして、これに関しては道路管理者である池田土木事務所の協力も得ながら、豊能町のほうで、3回指導、池田土木で1回指導により、最終的には撤去、処分された事案がございます。

この空き家条例の制定に関しましては、内部の中でもいろいろちょっと協議はしてきておりまして、これまで、先ほど答弁したとおり、指導・勧告を行ってきた経緯はあるものの、限界もあるのかなということで考えておりまして、豊能町の環境保全条例の中に、空き地という項目がありますので、そこに、空き家に関しての情報も含める形で、今後、関係部局と検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（永並 啓君）

寺脇直子議員。

○5番（寺脇直子君）

確かに、環境保全条例とか空き家対策のこれまでのできる範囲の中での指導とか取組をされてきているということですが、やはり、なかなかそれだけでは、私自身は、御相談も受けて、その事案を見ますとね、ちょっと限界があるのかなというふうに感じておりました、提案させていただきます。

条例制定について提案しているんですけども、先ほど小寺議員の質問、最後質問されてましたけど、空家法があります。

空家法は、そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、そのほか周辺の生活環境というものが、これに当てはまると、市町村から特定空家と認められることになるということで、空家法には制定されております。

この空家法では、特定空家に認定された後、行政による助言、指導を受けているにもかかわらず、改善全くされない場合は、勧告が出され、固定資産税の軽減措置が受けられなくなる。また、令和5年、2023年から特定空家になる前の状態である空き家もこの管理不全空家とされ、指導・勧告の対象となった。ということで、確かに環境保全条例とかいろいろ、それで対応もされてきてるんですけども、この空家法も活用して、本当に近隣の方がお困りで、もう本当、日々放火、いつ火事にならないとか、本当に不安に思って、日々生活されておりますので、この空家法も活用して、希望ヶ

丘5丁目の安全確保にも迅速に努めていてほしいですし、先ほど御紹介したこの所沢市の空き家等の適正管理に関する条例は、これは全国からも非常に注目を集めている条例で、2010年10月に施行された条例です。

特に、この建物の老朽化が引き起こす危険と、それがまた犯罪を誘発するおそれがあるという空き家については、ほとんどの自治体が条例の対象としております。

先ほど部長の答弁にもありましたが、この空き家の所有者に対して、職員の皆さんが、これまでのように、ただあの善処をお願いするばかりではなく、この空き家対策のこの条例の規定に基づいて、措置を求め、空き家対策に根拠を与えたというところに大きな意義があると判断し、空き家条例を制定する自治体が非常に増えておりますので、本町も参考にして、今後条例制定についても検討して進めてほしいと思います。

本町の場合は、持家率が98%の町なので、現在、住んでいる町民の皆様の安全安心のためにも、本町のこの空き家の課題に沿った形の条例制定を検討して進めてほしいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次に、町道の安全対策について質問します。

昨年の秋頃に、牧地区のコスモスの里へ行きました。近隣にはオートキャンプ場もあり、非常に多くの車や歩行者の往来がありましたけれども、町道がとても狭く、駐車場から車が出る際も、車と子ども連れの歩行者が行き来しており、非常に危険な状況にありました。

最近では、ニュースでも、埼玉県八潮市で道路が陥没し、トラックが転倒し、陥没した道路には水が流れ込んでいるなど、二次災害のおそれもあり、救助活動が難航し、

復旧も見通せない状況となっております。

本町の町道におきましても、町内外から多くの観光客が訪れる場所なので、町道の安全対策は非常に重要だと考えます。

今後、何かしらの事故が起こらないように、町道の拡幅や暗渠排水にするなど、町道の安全対策について、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

お答えいたします。

まず、町道についての一般的なお話なんですが、新興住宅地、例えば、希望ヶ丘とかの住宅地の中に歩道がある場合、幹線道路と我々呼んでおるんですが、それ以外の4メートル程度の道は、生活道路ということの位置づけにしております。そこについては歩道がないということで、歩行者と自転車を含めた車両との共存道路というような位置づけとなります。

議員御指摘のこの町道については、このコスモスの里の周辺の道ですが、町道境野線、あと、町道牧野間口線という路線になります。

これらの路線につきましては、もともと地元住民がメインで利用する生活道路ということでして、もともとは、里道敷を両側の民地所有者から、寄附など受けて、拡幅整備された道路ではないかと考えておるところです。

コロナ明け以後ですが、本町のほうでは、この9月、10月のこの観光シーズンに、交通に関する事故の報告とか、苦情等は、本町のほうには入ってはきておらないんですが、本町が行ったこの交通安全対策で申しますと、令和4年度に水路沿いの路肩、道路の端ですが、そちらのほうに、転落防

止措置として、直営で行ったんですが、ポストコーンとチェーンを設置しておるといふところなんです。

昨年、令和6年9月議会のほうで、議員のほうからの一般質問で、いろいろ課題があるのではないかと御指摘をお受けしておりましたので、その後の令和6年10月に、本町のほうから豊能警察署のほうには、この本件に関する情報提供と、あと、重点的にパトロールをお願いしたいということで行ったといふところでございます。

以上です。

○議長（永並 啓君）

寺脇直子議員。

○5番（寺脇直子君）

私も、去年、ここの地域の観光シーズンにちょっと伺ったんですけども、私自身も、思っている以上に、たくさん車が出入りしてて、そこに車が出たり入ったりするところに、子ども連れのお子さん連れながら、二、三人歩いていて、また、そこへ車が上から上がってきて、また帰っていく車も出ていってとかという、そういう状況なんですけども、本当に町道がものすごい狭いんですよね。私も車で出ようとしてたんですけど、狭くてものすごいすいているときでも、スムーズにちょっと出にくかったので、ですので、非常にここは、町内外からもたくさんの方が訪れる場所でもありますので、先日、埼玉県八潮市の道路陥没事故を見ても、道路の安全対策というのは、非常に、人の命に関わることでございますので、本当に何か事故が起こってしまった後では、もう遅いということになりますし、町道の拡幅とか、暗渠排水にするとか、ちょっとでも、ちょっと拡幅するだけでも、安全対策になると、私自身はちょっと感じたんですけども、9月にまた、たくさん人が訪れますので、早急に町道の安全対策というところ

ころに、最近のニュースでも道路の陥没事故とか怖いんで、早急に、ちょっと安全対策について、検討して、進めてほしいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次に、まちづくりと地域公共交通について質問します。

現在、全国各地で、本町だけではなくて近隣市町でもそうなんですけども、人口減少や高齢化社会に伴い、バスの運転手不足による減便や路線廃止などの問題が起こっております。

その中で、本町におきましては、新しい公共交通のA I オンデマンド交通ハニタスの実証実験を実施しておりますが、今後、関係機関とどのように協議して運行していくのか伺います。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

現在、A I オンデマンド交通ハニタスの実証運行をしてございます。3月1日から3月31日までの3回目の運行を開始している状況です。

もとよりこの実証運行は、K P I の達成と同時に、実装を想定した場合に、本町における地域公共交通の中で、持続可能な新しい交通モードの一つとして運行することができかどうかを目的としてございます。

実証運行が終了しましたら、利用状況からの利用ニーズ、費用対効果、今後の公共交通の変化等を及ぼす移動ニーズの変容など、総合的に検証するとともに、バス・タクシー事業者をはじめとして、国・府、必要に応じ、近隣自治体との関係機関とも協議をしながら、引き続き、地域における持続可能な交通モードの維持確保に努めてい

きたいと考えてございます。

○議長（永並 啓君）

寺脇直子議員。

○5番（寺脇直子君）

今後、現在でもそうなんですけども、これから10年、20年先に、日本全体の人口が爆発的に増えるというのは、非常に考えにくいので、どんどん右肩下がりに人口減少と高齢化が進んでいくということが予測されている中で、このバスの運転手不足による減便や路線廃止などという問題が、全国各地でも起こっております。

ですので、このA I を使った新しい交通モードの実証実験が、本町実証実験を実施しているんですけれども、本町は、大阪府の中でもトップレベルの高齢化率ということで、公共交通は高齢者の皆さんの病院や買物、そして、路線バスにつきましては、通勤通学など、非常に重要だと思います。

ハニタスの実証実験を今しておりますけれども、先ほど部長の答弁にもありましたように、路線バスとか、タクシーとの兼ね合いもありますので、ハニタスの運賃は300円ということで、実証実験しておりますけれども、これも無料のときは、一日当たり115人利用されて、有料の300円のときは一日当たり26人と、非常に利用しにくくなっていると思いますので、今後、実証実験が終わってからの話にはなりますけれども、1人100円の割引券を5枚で500円、これは、一番たくさん乗った無料のとき、115人ですね、利用されたことを考えますと、この115人にこの割引券、約5万7,000円ほどの補助になりますし、こういう割引券を使って利用しやすくしていくということも、大切なことだと思います。

この新しい交通のA I オンデマンド、D Xとかもそうなんですけども、これは国の補助金もいろんなメニューも出ておりますので、

これを活用して、利用促進を図ったり、特に東地域も、これから免許を返納する住民の皆さん、当然西地区も、これから5年10年したら増えてくるということが、今予測されます。

例えば、利用者を増やすためにも、東地区の住民の皆さんにアンケート調査、5年後、10年後に向けたアンケート調査を実施したり、東地域は、Wi-Fiがつながりにくい地域もあるということを知ったことあるんですけども、東地域については、もうハニタスは、アプリでなくて、電話予約だけで乗れるように、乗降スポットを設置して乗れるようにすると、西地域の方は、アプリと電話予約でそれまでどおり利用されて、東地域の方は、もうWi-Fiもつながらない地域もあるということなんで、電話予約でね、乗れるようにするというにすると、再度このシステム料金のコストとかも発生しませんし、このハニタスは、路線バスと違って、山間部とか、細かく乗降スポットを設置できるメリットがあると思うんですね。

ですので、例えば、余野の庁舎前とか、川尻の法輪寺の前とか、住宅街の希望ヶ丘とか、木代とか、高山コミュニティセンターとか、切畑、野間口、牧など、東地区の山間部のところでもね、細かく乗降スポット設置すると、豊能町の東西全体の移動手段になりますし、子育て世代の東西の移動手段としても活用できると思うんです。

ですので、もう東はもうスポットだけ設置して、もう電話で乗れるようにする。そうすると、西地区の方も、東地区地域のほうにも来れますし、東西の交流の活性化にもなると思います。

また、ハニタスの利用者も増えると思いますので、特に、東地区は、もう路線バスしか走ってませんから、やっぱりこういう

交通が充実しているまちというところで、魅力あるまちづくりにつながっていくと思いますし、これは、地域活性化にもつながっていくと思いますので、そういう形で、東西でハニタスで移動できるような形で、検討して進めてほしいと思います。これ要望しておきます。

次の質問に移ります。

現在、各地で運転手不足などによる路線廃止や減便などが起きています。子どもたちや運転免許を返納する高齢者の皆さんの移動手段を守っていくのは、公共交通なので、滋賀県の近江鉄道は、非常に利用者が減っているという問題がありまして、これを交通事業者と沿線市町と滋賀県がともに協議して、この近江鉄道の廃線の危機から、公有民営方式を取り入れ、近江鉄道の再生に取り組んできております。

本町も、能勢電鉄がありますけども、これも中長期的に利用者の減少ということが懸念されておりますので、長い将来を見据えて、輸送手段の公有民営方式など、今後様々な方法について検討してはどうでしょう。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

現在、全国各地で人口減少に伴う乗降客の減少や運転手不足などにより、公共交通の維持確保が大きな課題となっていることは、議員の認識のとおりであろうかと思えます。

また、今後の地域公共交通の在り方について、国と都道府県、市町村、交通事業者、利用者や沿線の住民と事業者など、関係団体等が、課題を共有するなど、意識醸成の取組は大切なものであると思えます。

御質問の滋賀県の近江鉄道の例では、民間企業である近江鉄道は、県に対し、民間企業の経営努力では鉄道事業の継続が困難と報告をして、協議を要請したものと理解をしています。

また、公有民営方式につきましても、行政が、バスや鉄道施設を保有、維持管理し、運行の部分を民間によって専念するというんですか、民間が担うものであると理解しています。

自治体においても、少子高齢化に伴う人口減少などにより、厳しい財政状況の中で、行政運営を迫られると同様に、民間企業である交通事業者においても、一時的には自主的な経営を行いながら、懸命に企業努力を日々重ねられているところでもあります。

このような状況において、長い将来を見据えたとしても、町として検討することにつきましては、民間企業である交通事業者が懸命に自主的な経営努力を続けられていることや、広域的な交通事業の観点から、都道府県レベルでの話であることを踏まえたと、現時点で、近江鉄道のような取組は現在難しいのではないかと、このように考えております。

施設の維持管理については、県も含めて、沿線10市町村が一般財団法人の近江鉄道管理機構を設立して、鉄道設備の保守管理を担っています。

近江鉄道は、運行に専念をするというような形を捉えておるということで、今後10年ぐらいをかけて、利用者の増に伴う取り組みまれているという状況でございます。

決してこれで安定経営がされているものとは思っていらっしゃるのかと思っております。

今度は広域的な取組ということで、鉄道でございますので、なかなかこの取組を参考には、本町でも当てはめて検討できるか

ということについては、ちょっと難しいのではないかと、今後、この動きも参考に、注意しながら、本町でどのような形が望ましいのかも含めて、検討していきたいと思っています。

○議長（永並 啓君）

寺脇直子議員。

○5番（寺脇直子君）

これは、滋賀県の事例でして、近江鉄道の利用者が減っているということで、廃線の危機にあるという中で、鉄道、能勢電もそうですけど、沿線市町と一緒にこれを行っておりますので、本町におきましても、利用者が今後、圧倒的に増えていくというのは、なかなか現実的には難しいと思いますので、沿線市町、またひいては、大阪府もそうですけども、ともに今後10年後を見据えた公共交通の在り方ということを協議していただきたいと思いますし、公有民営方式につきましてもね、輸送手段、これも、先ほどのハニタスについても、こういう方法も検討できるのかもしれないので、こういういろんな方法について、今後、検討してほしいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次に、駐車場の整備とスクールバスについて質問します。

これは、昨年も質問しているんですけども、昨年、支援学級の保護者の皆様より、この西地区の住宅街が非常に広範囲であると。そこで迷子の心配と、近年の真夏日の猛暑の中、特に新光風台のお子さんは、非常に低学年の子どもは長時間の通学になるということで、安心安全のために、スクールバスの運行についての要望と御相談を受けております。

これは、駐車場の確保も含めて、検討していく必要があると思うんですけども、今後、どのように取り組んでいくのか伺いま

す。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

児童生徒の通学距離につきましては、小学生4キロメートル、中学生6キロメートルと法令に規定されており、本町においても、この考え方を踏襲することが基本であると考えております。

小学校低学年の児童と高学年の児童では体力に違いがあることや、本町の通学路は起伏が激しく、特に低学年の子どもには負担が大きいという地理的事情を本町が抱えているというのも事実でございます。

また、議員おっしゃられるとおり、特にここ数年、夏場の気温が非常に高く、児童生徒の負担は、最初に申しあげました法令の規定、4キロメートル、6キロメートルという法令の規定ができたときの状況とかなり違っているというところを考えると、この規定を厳守して、必ず徒歩で通学しなければならないということにつきましては、一概に言えない状況であることは認識しています。

西地区の義務教育学校に通学する児童生徒につきましては、現状では、先ほどの法令に基準以内にある通学距離でありますため、現在のところ、一定の距離以上の場合、例えば、公共交通機関で通学することということも検討しておりますが、スクールバスも含めまして、現在では、町の費用負担というのは、財政的な面からも難しいのではないかとこのように考えております。

しかし、児童生徒の通学につきましては、個々の事情により、対応することが大切であると考えております。全ての児童生徒が安心安全に登校できるよう、引き続き検討していきたいと考えています。

○議長（永並 啓君）

寺脇直子議員。

○5番（寺脇直子君）

確かに、今の西地区の吉川中学校の場所は、どこのエリアからも法令範囲内で通えるということは、十分承知しております。

先ほど部長の答弁にありましたように、費用負担というところも、当然、考えていけないといけないことだと思いますし、スクールバスについては、本町は過疎地に指定されてますので、過疎地のスクールバスの補助金とかあります。ですので、そういうところから、補助金も活用して、財政負担をできるだけ軽減する形でね、やっぱりこれから少しでも町外から豊能町に来てもらう人を、若いファミリー層を増やしていくということを考えても、大体スクールバスが低学年だけでも走っていると、やっぱり西地域の学校が遠いところでも、引っ越してこられる方も出てくる可能性が出てくると思うんですね。

今の公共交通機関使ってくださいという形でやってますけども、低学年の子どもたちだけでもスクールバスが利用できるという、町の魅力にもつながると思いますし、スクールバスの関係の過疎地の関係の補助金もありますので、これは費用的な面があるということは、十分わかってるんですけども、国の補助金とか、そういうのを活用して、これは前向きに検討して進めてほしいと思います。これは要望しておきます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（永並 啓君）

以上で、寺脇直子議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

再開は、13時10分といたします。

（午後0時07分 休憩）

(午後 1 時 10 分 再開)

○議長 (永並 啓君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2、「第 5 号議案から第 26 号議案まで」を議題といたします。

第 5 号議案から第 26 号議案までに対する総括質疑を行います。

質疑内容は、それぞれ各常任委員会及び予算特別委員会に付託いたしますので、大綱のみお願いいたします。

なお、御承知ではございますが、質疑は、議題になっている事件に対して行われるものでありますから、現に議題になっていなければなりません。また、議題に関係のないことを聞くことができない、このように規定されておりますので、その点十分御協力いただきますようお願い申し上げます。

初めに、第 5 号議案から第 19 号議案まで及び第 26 号議案の 16 件に対する質疑を行います。

○議長 (永並 啓君)

管野英美子議員。

○6 番 (管野英美子君)

こんにちは、6 番・管野英美子でございます。

総括質疑をさせていただきます。

第 11 号議案、豊能町介護保険介護給付費準備基金条例改正の件です。

介護保険の基金を流用する事態があるのかということと、この説明資料の 2 ページ目に書いてあります、確実な繰戻しの方法とは、どのようなものですか。

○議長 (永並 啓君)

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長 (入江太志君)

お答えいたします。

今回、介護保険介護給付費準備基金条例の改正をしております。

その目的は、基金を一時的に繰替運用するというような内容でございます。

これが必要となる時期というか、内容についてでございますが、現在、学校施設の統廃合の工事とか、今後、予定いたしております公共施設の再編整備ですね。大きい工事請負契約を締結することも、今後想定されます。

その際に、前払金という規定がございまして、請負業者は、資金調達、資材の発注とか、それを契約直後に発注していきますので、その際の資金不足に対応して、そういう規定を設けておるんですが、それを請求された場合に、多額の資金が必要となります。その際に、契約後 1 か月以内にその前払いをする規定がございまして、契約後、速やかにそれが請求がされる場合がございます。契約金額の 4 割以内で請求できるという規定がございまして、大体対象となる 130 万円以上の土木建築工事ということでございますので、大きい今回の学校の工事ですとか、ほかにもそういう大きい工事が出たときは、前払いで対応しているケースもございまして、大きい、今回の学校のように大きい事業費の場合は、なかなか一時的に、その資金を前払いして、町の歳計外現金が、一時的に資金が不足する場合も想定されますので、その際に、この介護保険の保険給付費の準備基金の基金の原資を、繰り替えして、一時的に、前払金の支払いとに対応すると。

ですが、年度内には基金にお返しをする。そのお返しをする際は、通常の基金の運用の利息がございまして、そういう通常の運用をした場合に、基金が損をしないというか、通常の運用以上に利息を返して、後で、償還すると、そのような内容でございますので、そこは、資金運用の状況と踏まえまして、利息をつけて、その年度内にお

返しをする。

年度内には、例えば、学校でしたら、補助金とか、地方債とか、資金入ります。だから、その間、資金のやりくりが厳しいという状況が出てきますので、その間の運用をしたいということでございまして、この基金だけがこういう規定を設けるわけではございません。ほかの基金も、見ていただいたらわかりますように、このような規定を設けております。

ただ、ここの介護保険の基金を、そういう規定を今回、設けさせていただいて、どの基金を使うかというのは、また、財政サイドで、調整しますけど、そういう規定を設けさせていただいて、円滑に工事が実施できますように、していきたいと、このようなことで、今回、改正をお願いする次第でございます。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

1年前に、介護保険を下げるということをおっしゃっていましたがね。なのに、下げなかった。私たちは、この基金をしっかりと貯めてほしい。団塊の世代が85歳になったときに、たくさん介護保険を使うから、残しておいてほしいと私も思ったんです。

狙われた10億円と言ったら、何か言い方悪いですけどね、そういうふうに見えるんです。

小寺議員の質問にもありましたように、財政大変厳しくて、令和12年に財政調整基金が枯渇するという話も、大阪府のシミュレーションに出ている。

それで、この基金を使うのかなということとは、大変疑問に思っているんです。

幾らまで貸し付けるんですか。上限お聞かせください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

この令和7年度の当初予算で、この一時借入金の限度額10億円と設定してございます。

ただ10億円を全て運用する、借り入れする、繰り替えるかといいますと、それは、契約資金の状況を見て、判断して、必要最低限の対応をしていきたいと思っておりますけど、限度額としては10億円を規定しておりますので、その範囲内の運用ということで、現在、考えております。

○議長（永並 啓君）

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

3回目の質問です。

これ借り入れるときに、議決は要るんですか。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

実際に、これ基金の資金を繰替運用する際、予算に計上いたします。なので、基金繰入金で予算を上げて、逆に返済は償還の費用も予算計上いたします。

その際に利息もつけて、利息の費用も計上して、予算審議をしていただいた上で、運用していくというような形で、考えております。

○議長（永並 啓君）

ほかに。

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

秋元です。

管野議員の質問と同じなんですけれども、

まず、先ほどの質問に対して、そうなのかなと思うけど、これ学校再編のみのことですか。まず1点です。

なぜ聞くかと言え、この基金というのは、もともとこれまで職員たちが、これからの高齢化を迎えて、やっぱり積んでおく必要があるという、これから高齢化が始まっていこうとするのに、切りなく、この基金を今使うということに対して、ちょっと違和感というのかな、感じるの、一体どんな内容に使うとしているのか、学校再編以外に何を使おうとしているのかというのと、一体これを何年で、この基金の使うことをやめようとしているのか、きちっとその期限なり利率なりあれば、いつまでも続いてもいいというものでもないと思うんです。

なぜかと言ったら、さっきも言った高齢化に備えたものだからです。ですから、この2点、お尋ねします。2点かな。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

何に使うのかということと、期間の話だったかなと思っております。

今、この事業にということは、現在まだ考えてございません。この事業で崩すということは考えてないということは、一つございます。

あと、何年でという期間については、これは1年以内の運用という形になりますので、仮に繰替運用したとしても、その年度でお返しをするという形の運用となりますので、基金からすれば、運用しているような町の一般会計に貸しているというか、貸し付けているというような、そういうイメージ、基金の残高を、例えば取り崩して運

用するという想定というのは、運用の形はそういう形になりますけど、1年以内にお返しするので、そこに預けているというような形の運用になるのかなという想定しておりますので、それは1年以内の運用という形で、もし運用するとしたらそういう形になります。

○議長（永並 啓君）

条例は、途中でも終わったらなくす期間限定なんですか。

今、先ほどの説明の中で、公共施設再編など大型の公共事業があるから崩すような形にします。そしたら、その公共事業が終われば、この条例は廃止にするんですか。それとももう一つ、どの基金にもこの条例のこの項目があるんで、ずっとこの形で残すということですか。そこ教えてください。

○総務部長（入江太志君）

申し訳ございません。現在、一つの理由として、公共施設再編等々の大きな工事がある場合を想定してということで、御答弁させていただきましたが、一般的に、基金の繰替規定は、どの工事だということも先ほどちょっと、特定の工事というのは、想定、今しておりませんので、そういう事態が生じたときに、こういう繰替運用するという規定を設けさせていただいてることですので、工事期間の間だけを改正するとか、そういう意図ではなくて、一般的な規定として、設けさせていただいているというような形で、御認識していただければと思います。

○議長（永並 啓君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

そうなる。何も今じゃなくてもいいのかなと。もっとじっくり考えて、いや、もちろん前から考えていらっしゃるのかもしれませんが、この基金の目的そのものが、

高齢化に備えてですから、これから本当に、今回の質問の50.2%ですか。そういうふうに入った中で、じゃあこれがこれから必要になっていくという中で、いつでも使えるようなというふうなものでは、もともとないですから、まず目先の、私はそれこそ今回、体育館やら何やらのことで、急に必要になったのかなというふうに理解しますが、そうじゃないようだったら、別に急ぐ必要もないというふうに思うし。それからもう一点、1年以内とおっしゃっていましたが、これそのものは、期間とかそういったものは、町長決めるとなってますんで、どこも1年とは書いてないですし、この条例というか、そこの書き方についてもちょっと疑問が残るんですね。

それと一遍制定した場合に、切りなく未来へ未来へと、結局あの基金は何を目的に積んできたか忘れてしまうようなことにもなりかねない。そういったことの歯止めはどうかけるかということの3点お尋ねします。

○議長（永並 啓君）

すいません、暫時休憩します。

（午後1時23分 休憩）

（午後1時26分 再開）

○議長（永並 啓君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

介護のこの基金について、ほかの用途に使われるんじゃないかということで、恐らく御心配いただいているかと思います。

この基金の目的というのは、介護保険料をみんな払っていただいて、給付費が余ったから積んできてるという状況になりますので、その積んでいただいている意図を、この基金、お金がどんどん積みあわさって

いるというところの趣旨というのは、当然、それは、崩すようなことはないわけでございまして、特定目的基金ですので、何か、例えば介護保険料を引き下げるときの財源に使うとか、そういう目的があれば、それを取り崩してその残高というのは減っていきますけども、今回は、その単年度の資金でどうしても、今手元にある資金ではちょっと賄えないというときのための非常の措置でございます。

これは、単年度で借りたものは返すというのが、これはもうあの条例にはありませんが、上位の法の趣旨というんですか、そういうところで、もう決まっている話なんで、ほかの特定目的基金を、例えば一時借りたとしても、それは単年度で返すというのは、それはどの基金でも同じようなルールで運用しなければならないというのは決まってるんで、ほかの基金には、全てこういう項目があるんですが、この介護保険だけがないというところがございまして、今回、この基金条例にも、こういう規定を設けさせていただいて、我々としては、今後、将来にわたって、資金が不足するという事態が、もし仮に生じたときのために、それに備えるということで、今回上げさせていただいております。

これから、特に先ほど、部長のほう申し上げておりますように、大型の事業がこれからめじろ押しになってまいりますので、特にそれに備えたいという思いがございまして、今回、改正を上げさせていただいてるところがございまして、この基金、これを制度をつくったから、基金が減っていくとか、そういうことは決してございせんので、そこのところだけ御理解いただきたいと思います。

今の基金残高なんですけど、令和5年度末で8億約4,000万円ぐらい基金残高があると

いうことでございます。

この制度を設けたから、この基金が減っていくとか、何か減ってなくなるとか、そういったことは決してございませんので、そこだけ御理解いただきたいと思います。

○議長（永並 啓君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

あのね、減っていったってどうこうを心配しているんじゃないんです。

私自身は、基金というのは、絶対その目的にしか使えないと、当時からそう思ってきて、ダイオキシン使っていますよね、たしか、基金を。

そのときに、じゃあ1年で返ってきたかと言ったら、そうでもないし、たしか億単位でしたから、今ここで、必ず1年で返しますというのは、それは、こういう基金に対する全体の約束事ですか。今回、そういうふうな約束にしようとしているのか、そこがわからないんです。

それと、今後、いろんな行政のまちづくりのために、大きなお金が動いていくということは重々わかってます。わかってはいるんだけど、じゃあこれをというところが、もう一つすっきりしないんですね。なぜなら、はっきり目的が決まって、なおかつ、高尾議員何か、もうそんなのやめろやめろと言ってきた中で、こう積み重ねてきた金額ですから、いや、その辺がちょっといいのかなと、正直言って。正直言ってそういう気持ちです。

ですから、この1年というところが、これは大本の条例がそうなっているんですか。それとも、今ここで、この場合は1年にしようとおっしゃっているのか、どちらですかね。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

単年度の運用ということにつきましては、それぞれの条例に書いているものではございませんで、これは国のほうの通知なり、見解、そういったところで、全国同じような形で取り扱われているというところで御理解いただきたいというふうに思います。

繰り返しになりますけども、今回上げさせていただいてるのは、これからに備えてというところがございます。

今、具体的に何かというのはないんですけども、あったときにということもあるかと思えますけども、そこは秋元議員とちょっと考え方が違うかもわかりませんけども、我々はそれに備えてということで、今回上げさせていただいているというところございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（永並 啓君）

ほかに質疑ございませんか。

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

7番、永谷です。

第16号議案です。第16号議案、令和6年度一般会計補正予算（第8回）の、9ページの第3表、繰越明許費補正（追加）の分で、10ページにございます消防費ですね、消防費。切畑分団消防ポンプ車更新事業2,541万円ですが、現在使用されておりますこのポンプ車の製造年と、ちなみに総重量についてお伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

現在使用しておりますポンプ車の製造年

につきましては、初年度登録は平成10年9月の車両となっております。

あとは、現在使用しているポンプ車の総重量でございますが、総重量は4.1トンでございます。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

現在のやつは、平成10年9月ですから約27年経過ということですね。総重量4.1トンということですが、今回購入するポンプ車につきまして、その総重量、この点について伺いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

今回購入するポンプ車の総重量でございますが、重量約3トンでございます。それに、装備品を合わせた総重量は5トン程度を想定しております。

○議長（永並 啓君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

5トンということでお聞きしまして、ただ平成29年3月でもちょっと一般質問しまして、すいません、平成30年6月。平成29年3月に道交法が改正されて、改正によって、総重量3.5トン以下は普通免許で運転できるんですけども、今回5トン以上ということは、道交法でいけば、もう以前どおり、免許があるんですけども、準中型運転免許書が要りますので、今回、この新型車を買うことによって、この免許証を持っていなければ、運転ができないということになりますけども、実際、切畑では何名の方が持ってはるか、この場では言われないかもしれませんが、そういうこ

とがありますので、私は、平成30年6月に言ったときは、3.5トン以下の総重量で買えば、普通免許証で運転できたんですけども、今回そういうことになりますと、再度言いますけれども、準中型運転免許が要ることになりますので、この点について、現状大丈夫かなという気がしておりますので、答弁をお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

お答えいたします。

平成29年3月の改正道路交通法の施行により、普通免許で運転できる車の重量が改正前の5トン未満から、改正後は3.5トン未満に引き下げられたことにより、今回、購入予定のポンプ車は、普通免許で運転できないことになっています。

しかし、改正前に免許を取得している場合は、改正後の普通免許よりも運転できる幅が広い状態になり、5トン未満であれば運転が可能となっております。

実際、出動時の場面では、ベテラン団員が運転を担うこととしておりますので、影響は少ないかなと思ってございます。

切畑分団の車両でございますが、団員の構成はちょっと確認はしておるんですが、この以前に多分免許を取得された方が大半であろうと思っています。一人一人確認したわけではございませんが、大きな影響はないというような認識でございます。

○議長（永並 啓君）

ほかに質疑ございませんか。

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

中川です。そうしましたら、私も一般会計補正予算で伺いしたいと思います。

ページは26ページをお願いいたします。

款３．民生費、項１．社会福祉費、目１．社会福祉総務費の中で、項目で、これは障害者（児）通所事業所、相談支援事業所および障害者入所施設支援金給付事業とありますけども、これ臨時交付金というのを使って出しますというふうなことでしたけども、大体トータル100万円になっていますが、細かくもう少し何か説明できるようであればお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

お答えをいたします。

今までも、コロナの交付金等も活用いたしまして、その場その場の状況を見まして、福祉サービス全般の事業所の皆様に、こういった交付金を交付してまいりました。

今回につきましても、国からいただく物価高騰の対応の交付金を活用いたしまして、今御質問いただきました障害福祉の部分についても、従来どおり交付する予定をしてございます。

１事業所に当たりまして10万円を交付する予定にしております。

以上でございます。

○議長（永並 啓君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

ないようですので、次に、第20号議案から第25号議案までの６件に対する質疑を行います。

予算に関連することなので、予算特別委員会以外の方の質問でございませう。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

ないようですので、総括質疑を終結いた

します。

お諮りいたします。

第20号議案から第25号議案までは、６名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、また、第５号議案から第19号議案まで及び第26号議案は、お手元に配付いたしております付託表のとおり各常任委員会及び予算特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

異議なしと認めます。よって、第５号議案から第26号議案までは、お手元に配付いたしております付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会にそれぞれ付託の上審査することに決定いたしました。

ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、予算特別委員会委員に才脇明美議員、寺脇直子議員、中川敦司議員、菅野英美子議員、秋元美智子議員、高尾靖子議員、以上６名をそれぞれ指名いたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました６名の議員を予算特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任いたしました予算特別委員会委員の互選により、委員長に中川敦司議員、副委員長に寺脇直子議員が選出されました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。次回は３月25日午後１時より会議を開きます。どうもお疲れさまでした。

散会 午後 1 時39分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一般質問

- 第5号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第6号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
- 第7号議案 豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例改正の件
- 第8号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正の件
- 第9号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例及び豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件
- 第10号議案 職員の退職手当に関する条例改正の件
- 第11号議案 豊能町介護保険介護給付費準備基金条例改正の件
- 第12号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第13号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- 第14号議案 豊能町下水道条例改正の件
- 第15号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件
- 第16号議案 令和6年度豊能町一般会計補正予算（第8回）の件
- 第17号議案 令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件
- 第18号議案 令和6年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件
- 第19号議案 令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第4回）の件
- 第20号議案 令和7年度豊能町一般会計予算の件
- 第21号議案 令和7年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
- 第22号議案 令和7年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
- 第23号議案 令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 第24号議案 令和7年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件

第25号議案 令和7年度豊能町下水道事業会計予算の件

第26号議案 工事請負契約の締結について

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議 長

署 名 議 員 9 番

同 10番